第536回霞ケ浦北浦海区漁業調整委員会 議事録

H 時 令和3年3月19日(金) 午前9時53分 場 所 土浦市真鍋5-17-26 土浦合同庁舎 3階 第1会議室 議 題 議題等 (1) ワカサギ人工ふ化放流事業の結果について (2) 有効期間満了に伴うしらうおさし網漁業の許可に係るスケジュ ールについて (3) 第21期霞ケ浦北浦海区漁業調整委員会の活動状況について (4) その他 出席委員 1番 鈴 木 幸 雄 2番 栗 又 勝 3番 大 﨑 匠 5番 高 島葉 見軍 計 6番 薄 井 征 記 7番 樽 海老澤武美 島武 男 10番 11番 戸 8番 鈴 木 周 也 欠席委員 12番 木 川 宗 県側出席者 農林水産部漁政課技佐 青木 雅志 技師 水谷 宏太 霞ケ浦北浦水産事務所所長 川野辺 誠 所 高利 漁業調整課長 漁業調整課係長 柴口 怜佳 IJ 漁業調整課技師 山崎 和哉 IJ 振興課長 黒山 忠明 IJ 指導課長 岡部 勤 水産試験場内水面支場長 谷村 明俊 内水面資源部長 根本 隆夫 IJ IJ 主任研究員 佐野 仁 事務局 事務局長 茅根 正洋 係 中山 敦司 長 なし 傍聴人 議事録署名人 10番 海 老 澤 武 美 11番 戸 島 武 男

議長

1番 鈴 木 幸 雄

会議内容

開会 午前9時53分

茅根事務局長

〔開会宣言〕

[資料確認後、鈴木会長に挨拶を依頼]

鈴木幸雄会長

皆様にはお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。 本日が、第21期の委員が集まる最後の委員会になりました。

当委員会では、この4年余りの間に、第1種区画漁業免許のほか、落とし網漁業に係る委員会指示の発出、更には、70年ぶりとなる漁業法改正に伴う霞ケ浦北浦海区漁業調整規則の改正、新たな制度に基づく許可に関する審議など、時代の変化に対応した数多くの漁業調整問題を円滑に処理することができました。

これもひとえに、皆様の御協力の賜と感謝申し上げます。

皆様には、今後とも霞ヶ浦北浦の水産業の発展のために、御尽力いた だきたい思います。

本日は、本当に御苦労様です。

茅根事務局長

[県に挨拶を依頼]

青木漁政課技 佐 漁政課の青木でございます。次長の益子が業務の都合で出席できない ため、私から一言御挨拶申し上げます。

平成28年8月に初会議を迎えました第21期霞ケ浦北浦海区漁業調整委員会も、本日が最後の開催になりました。平成30年10月には、長きにわたり霞ヶ浦北浦の水産業振興に貢献された木川前会長が御逝去されるという残念な出来事がありましたが、後任の鈴木会長をはじめ委員の皆様方におかれましては、霞ケ浦北浦海区の円滑な漁業調整に御尽力を賜り、誠にありがとうございました。この場をお借りしまして、心より御礼申し上げます。

この4年と8カ月の委員会の活動を振り返ってみますと、国の水産政策の改革に伴う県の漁業調整規則の改正をはじめ、小割式養殖業の区画漁業権の免許切替や各種知事許可漁業の許可の取扱いなど、漁業調整に関する多くの重要な事項を御審議いただきました。

特に昨年は約70年ぶりの漁業法の大改正と、それに伴う漁業調整規則の改正により、これまでの霞ヶ浦北浦の漁業や資源管理をめぐる制度が大きく変わることになりましたが、お陰様をもちまして円滑に新制度に移行することができました。これらは今後の霞ヶ浦北浦の漁業にとって非常に重要なものでありますので、今後も議論を重ねてまいります。

またこのほか、豊洲市場、常陸川水門の現地視察や意見交換会等の活動、あるいは霞ヶ浦北浦の水産物の消費拡大や北浦の不漁対策についてなど、当地区水産業全般にわたって活発に御議論をいただき、貴重な御意見を賜り、ありがとうございました。

なお、新たな漁業調整委員につきましては、去る3月5日に知事から 県議会に人事案が提出されており、24日採決のうえ正式に決まる予定と なっているのでお知らせいたします。

霞ヶ浦北浦においては、解決していかねばならない課題が多々ございます。委員の皆様におかれましては、健康に留意され、今後とも当地区水産業の振興・発展にお力添えをいただきますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

茅根事務局長

ありがとうございました。

続きまして次第3、議長の選出ですが、当委員会の会議規程第2条第 2項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、鈴木会長に議長をお願いいたします。

議長(鈴木幸雄 会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。

早速ですが、次第4の出席委員数の報告を事務局からお願いします。

茅根事務局長

出席委員数を報告させていただきます。

本委員会の委員定数は10名でございますが、本日、出席している委員は8名で、過半数を超えておりますので、漁業法145条の規定により本日の委員会が成立していることを御報告いたします。

鈴木幸雄議長

ただ今の報告のとおり、本日の委員会は成立しております。

続きまして、次第5の議事録署名人ですが、私から指名いたします。 10番海老澤委員と11番戸島委員にお願いします。

鈴木幸雄議長

それでは、次第6の議題に入ります。

まず、議案(1)「令和2年度ワカサギ人工ふ化放流事業の結果」について説明をお願いいたします。

山崎技師

(資料1により説明。)

鈴木幸雄議長

ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。 御意見はございませんか。

(委員)

(「意見なし」の声)

鈴木幸雄議長

特に意見もないようですので、次に進みます。

鈴木幸雄議長

次に、議題(2) 「有効期間満了に伴うしらうおさし網漁業の許可に係るスケジュール」について説明をお願いします。

山崎技師

(資料2により説明。)

鈴木幸雄議長

ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。

(委員)

(「意見なし」の声)

鈴木幸雄議長

特に意見もないようですので、次に進みます。

鈴木幸雄議長

それでは続きまして、議題(3)の「第21期霞ケ浦北浦海区漁業調整 委員会の活動状況」について、説明をお願いします。

中山係長

(資料3により説明。)

鈴木幸雄議長

ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。 意見等ありませんか。

(委員)

(「意見なし」の声)

鈴木幸雄議長

特に意見もないようですので、次に進みます。

鈴木幸雄議長

それでは、議題(4)の「その他」ですが、まず、水産試験場内水面支場から霞ヶ浦北浦に関する報告が2課題あるとのことですので、説明をお願いします。

佐野主任研究 員 (資料4(プロジェクター)により、令和2年のワカサギ資源について説明。)

根本部長

(資料5(プロジェクター)により、ハクレンの桜川における産卵について説明。)

鈴木幸雄議長

ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。

10 番海老澤武

(举手)

美

鈴木幸雄議長 はい、どうぞ。

10 番海老澤武 美

ワカサギの初期餌料と資源の関係で、平成27年には両方ともかなりあ ったにも関わらず、それ以降ずっと数字が下がってきていますけれども 、何か心あたる、何かこれだという、中々難しいかもしれませんが、お そらくこういうことが原因ではないかなと思われることで結構ですから 、分かる範囲で御説明をお願いします。

佐野主任研究 員

餌が少ないという理由ですか。

10 番海老澤武 美

この時は多かった。漁模様も。それ以降少ない。その時だけ多くて、 後はずっと少ないのは。何で少なくなったのか思い当たるものは。

佐野主任研究| 員

水質とか底質とか、霞ケ浦環境科学センターと国交省さんからデータ をいただいて見ておりますが、まだ詳しいところは分かっておりません

10 番海老澤武 美

例えば、雨が多かった少なかった、例えば上流で工事があった、工事 が無かった、何か思い当たることでいいですよ。気象の変化とか。北浦 の場合、極端なことになっているから。でこ、ひこやっているならあれ だけれども、それからずっと、29年以降のデータを見れば、誰が見ても 、子どもが見てもわかるように、なんだって思うでしょうよ。何か原因 が無ければこんなにはならないよな。

11 番戸島武男

極端に下がっているよな。

10 番海老澤武 美

これ、5年も続けて下がっているわけだよな。

11 番戸島武男

そうだよな。

10 番海老澤武 美

ここだけ上がっていてよ。こっちはでこ、ひこやっているけれども。

11 番戸島武男

栄養を調べれば、何か見えると思うんだよな。

根本部長

すいません。いろいろデータとかを見ているのですが、今のところ、 29年以降水質データとか底質データとか餌のデータなんですけれども、 一方的に下がってきたというのは初期餌料以外には今のところ分からな くて、今後も他の機関からデータを取り寄せて調べたいと思います。

10 番海老澤武 親は、親魚はいたんですよね。人工ふ化やっていますから。親魚がい

美

たにもかかわらず、資源が無かったり、餌環境はその年の気象環境にもよるかもしれませんが、親はいたんですよね。急に去年と一昨年と北浦の場合無くなってしまったから、どういうことかなと、思っただけの話です。内水支には今後とも引き続きよろしくお願いします。

根本部長

はい、調べていきたいと思います。

鈴木幸雄議長

その他ございますか。はい、どうぞ。

8番樽見軍司

今、海老澤さんが言ったようなこと、北浦でワカサギやシラウオが獲れなくなったということに関連しても、霞ヶ浦でも今まで土浦入りでかなり量があったんですが、ここ3年か4年ぐらい、霞ヶ浦の中央の三叉沖辺りが中心に、水の良いきれいなところに魚が寄るようになってしまった。北浦の魚が獲れなくなった、土浦入りとかの水の悪いところが獲れなくなった、というのも水質やいろいろな問題が絡んでいると思うんですよね。だから、今の水産試験場のスタッフの少なさではそれまで研究するというのはなかなか大変でしょうが、やはりワカサギ、シラウオは、霞ヶ浦のシンボルでございますので、是非そこを突き止めてもらいまして、こうすれば後はいいんだ、というようなきっかけを少しつかんでもらえればと思っております。水試の人、増員して少し頑張っていただきたいと思います。

それともう一つ心配事がありまして、ずっと何年もアメリカナマズを 規制から外してもらいたいということを言ってまいりましたが、引退す る前に是非とも、県の方に今年中にでも規制から外してもらう努力をし ていただきたいと思います。もう、ずっと何年も前から言ってましたの で、霞ヶ浦で唯一外れていないのがナマズでございますので、外しても らいたいと思います。辞めるにあたっての要望としてよろしくお願いし ます。

鈴木幸雄議長

はい、どうぞ。

谷村支場長

ありがとうございます。

特に重要な資源のワカサギ、シラウオにつきましては、変動要因を明らかにしていくという使命があると思っております。特に減少している場合、その原因を突き止めていく必要があると考えております。スタッフが少ないという御指摘をいただきましたが、御指摘のとおりでございますが、そういった面を補うために環境センターを利用したり、国交省等からデータをとったり、あるいは大学等との連携を図りながら、総力を挙げて、まずは減った原因は何なのか。特に北浦はそうですし、土浦入りも御心配いただいておりますので、そういったところを総力を挙げ

て追求していきたいと考えております。 ありがとうございます。

岡部課長

アメリカナマズに関しましてですけれども、これは我々も大きな課題としてとらえております。昨年一年頑張ってサンプリングいたしまして、今現在、その数字に関しまして、国と協議中であります。今まで排除できなかった50ベクレル以上の個体が今回出ておりませんし、我々は今、国と話合いをしているところでございますので、なるべく早く、皆様にいい知らせを届けられるように頑張りたいと思っております。以上です。

鈴木幸雄議長

そのほか、何かございますか。

特に意見もないようですので、次に進みます。

次は、水産事務所からの報告について説明をお願いします。

所課長

(資料6により、第13期茨城県海面利用協議会第3回霞ケ浦北浦海区部会の結果について説明。)

鈴木幸雄議長

ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。

(委員)

(特になし)

鈴木幸雄議長

特に意見もないようですので、次に進みます。 次はございますか。

柴口係長

はい(挙手)。

鈴木幸雄議長

はい、どうぞ。

柴口係長

漁業調整課の柴口です。

前回1月に開催されました第535回霞北海区漁業調整委員会にて、私の 方から説明しました「漁業生産力の発展計画」について、現在の状況と 、今後の作成作業の方針について、本日口頭で御報告させていただきま す。

前回の調整委員会の後、県内部で調整していく中で、計画作成例として最初に各漁協さんに示すものは簡単なひな型としまして、そこから各漁協の実情に合わせた計画になりますように、県が支援しながら各漁協さんで作成を進めてもらうこととしました。

現時点で各漁協さんへは既に計画の概略については御説明しておりま して、総会までに各漁協さんの方で作成作業を進めていただく予定とし ております。

なお、麻生漁協さんについては、総会が4月の頭にございますので、 現在先行して具体的に作業を進めてもらっている状況です。

私からは以上です。

鈴木幸雄議長

ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。

(委員)

(特になし)

鈴木幸雄議長

特に意見もないようですので、次に進みます。

本日の議題は「その他」を含め全て終了しました。議題以外でも結構です。委員さんから何か意見などありませんか。

3番大﨑匠

はい。

鈴木幸雄議長

はい、どうぞ。

3番大﨑匠

先ほど、しらうおさし網の更新のことでお話があったんですが、県の発行している許可証、昨年漁業法の改正に伴って、各漁協での正組合員、准組合員を問わず、操業日誌を提出するようにということで、操業日誌を出したと思いますが、県の許可を何年間か使わなくて、漁業をしていない場合、次回の発行する時に許可を更新できるのか、そういうことをお聞きしたいのですが、いかがなものでしょうか。

山崎技師

御質問いただきありがとうございます。

操業の有無による許可の是非について、ということですが、基本的に は希望者に許可できるような枠組みでの運用を考えております。

3番大﨑匠

そうですね、結構この前、これまで正組合員の方は、かなり許可証を 使っている方はいたんですが、准組合員の方でほとんど使われていない 方もおられたと思うんですよ。漁協の運営を考えるとどうかなと、そうい ったことも含めまして、お聞きしたもので、存続できるようなかたちを 、よろしくお願いいたします。

山崎技師

ありがとうございます。

1番鈴木幸雄

今の説明の中で組合員に関しては存続できるということだったけれど も、組合員以外で申請した場合の人は、操業実績が無い場合には更新は させない、というような。 山崎技師

御意見ありがとうございます。

すいません。先ほどの説明ですと、確かに操業実績が無い員外者には 許可されないという意味合いにとられかねないと思うんですけれども、 そういうことではなくて、県側が何件許可を出すという公示をします。 その公示した数の範囲内で員外者の方が申請された場合には、その方に も許可がされます。

1番鈴木幸雄

組合員の方はそれでいいんだけれども、組合員以外が申請した場合には、操業許可といっても、操業実績が無いのに。もしそういう人が出た場合に・・・

川野辺所長

ちょっと補足よろしいでしょうか。

1番鈴木幸雄

はい。

川野辺所長

私の方から若干補足させていただきます。

今回の漁業法の改正というのは、員外者であっても漁業を営みたい者 にはなるべく許可を出しなさいというのが、新しい法律の体系なんです けれども、先ほど大﨑委員からお話がございましたが、組合という組織 があって、漁場の管理などをしていただいている中で、水産事務所の考 え方としましては、員外者の方が漁業をやりたいといった場合には、ま ずは漁業協同組合に加入していただいて、いろいろと漁業のことを知っ ていただくということをお勧めするのが第一段階としてあるのかなと思 います。員外者ですと、今まで漁業をやったことの無い方がすぐに着業 できるとは、我々もちょっと現実的では無いかなと思っております。そ ういった中では、まず漁業者の方、実際に操業している方について、い ろいろと漁業を勉強してもらっていく中で、組合員、准組合員になって もらったり、それから許可を出してもらったりというかたちが、一般的 な流れかなと思っておりますので、どうしても国の報道だと、員外者が 許可を申請したって、許可を出してもいいんじゃないか、みたいな議論 になっちゃうんですけれども、それは漁業という業種の特殊性からいっ てなかなか難しいんじゃないかと思っておりますし、組合という組織で 漁場を一体的に管理してもらっている中に、うまく入っていただくよう なことを、我々としては誘導していきたいと、そのように考えておりま す。

1番鈴木幸雄

わかりました。よろしくお願いします。

鈴木幸雄議長

そのほか、ございませんか。

委員の皆様からの御意見も特にないようですので、本日の委員会を終

了いたします。

皆様の御協力により、円滑に議事進行できました。御協力ありがとう ございました。

茅根事務局長

長時間にわたりまして、御審議いただきありがとうございました。

さて、本日の会議をもちまして、第21期委員が集まる最後の委員会となりました。委員の皆様には4年余りの間、慎重な御審議をいただくとともに、貴重な御意見を数多くいただきありがとうございました。

皆様には、引き続き、御指導、御助言を賜りますようお願い申し上げまして、閉会といたします。

長きにわたり、大変御苦労様でした。

閉会 午前10時55分

			令和	年	月	日
議	長					
議事録署名人		_				
		_				

上記の記録の正確なことを認め署名する。